

新型コロナウイルス感染症予防について

令和2年2月25日

内外地図株式会社 総務部

① 感染予防を目的として時差出勤奨励・励行します。

希望する方は事前に上長に申請し承認をもらい、出勤簿の備考欄に時差出勤と記入してください。

下記の事項に留意して申請してください。書式は任意で総務への提出不要です。

- 始業時刻及び終業時刻を前後2時間程度、30分単位でずらすことができる。
- 1日の所定労働時間8時間と休憩時刻（正午～午後1時、午後5時30分～午後6時）は変わりません。
- 業務効率、生産性に影響がないように配慮する。
- 上長の管理が煩雑になるので勤務パターンは最低1週間単位程度とする。
例として月曜日は9時入社、火曜日は10時入社、水曜日は9時入社などとするのはダメ
ただし、承認が得られればこの限りではありません。

② 感染症予防のため従業員の皆様をお願い

- 石けんやアルコール消毒液による手洗い励行。（就業中にも適宜、帰宅時にも徹底）
- 社屋に入館する際の手指のアルコール消毒の徹底。
- 通勤でマスク着用の場合にはそれを入り口で廃棄する。
- 発熱、咳等の症状が出た場合には出勤せず、自宅からまず電話連絡等を行う。
- 同居家族が発熱等を生じた場合には自宅からまず電話連絡等を行う
- 勤務中に発熱、咳等の症状が出た場合には躊躇なく相談する。
- 糖尿病や高血圧症、その他治療中の人は早めに主治医に発熱等を感じた場合の対応について、相談しておくようにお願いします。
- 不要不急の外出を避ける。

③ 発熱などの対応について

- 季節型インフルエンザや新型コロナウイルスが疑われる場合は、（発熱、咳等の症状が出た場合）医療機関を受診し医師の指示・診断に従う。
- 自身が季節型インフルエンザに感染した場合は、受診した医療機関の医師のからの許可が出るまで出勤しない。会社による休業指示（6割支給）本人の希望により有給に切り替えも可。
- 自身がコロナウイルスに感染した場合は、受診した医療機関の医師及び関係機関等の指示に従う。感染症法により出勤停止となります。傷病手当金の申請できる場合がある。
- 家族がコロナウイルスに感染した場合は、受診した医療機関の医師及び関係機関等の指示に従う。会社による休業指示（6割支給）本人の希望により有給に切り替えも可。

症状に不安がある場合など一般的な問い合わせ

厚生労働省相談窓口 電話 0120-565653 受付時間 9:00～21:00（土日・祝日も実施）